

湯梨浜町温泉事業経営戦略

団	体	名	:	湯梨浜町	
<hr/>					
事	業	名	:	温泉事業特別会計	
<hr/>					
策	定	日	:	平成 30 年 3 月	
<hr/>					
計	画	期	間	:	平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

(1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 度	昭和53年度
事 業 の 種 類	温 泉	施 設 名	町有1号源泉・町有2号源泉
職 員 数	兼任 1人 (産業振興課職員)		
事 業 の 内 容	町内にある東郷湖は全国でも珍しく古くから温泉が湧くことが知られており、町は地域振興に役立てるために湖中源泉を取得し、温泉配湯事業を行ってきました。昭和53年には1号源泉を取得し、昭和61年には2号源泉を取得しましたが、1号源泉は施設老朽化のため平成28年度中に配湯を終了し、現在は2号源泉のみで運営しています。分譲宅地や福祉施設への配湯と温泉スタンド事業を有料で運営しているほか、足湯や温泉卵施設を整備し地域住民や観光客に無料開放し、地域活性化に役立てています。		
年 間 利 用 状 況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	平成28年度 166千人	平成27年度 279千人	平成26年度 273千人
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	平成28年度 127.98%	平成27年度 108.38%	平成26年度 107.09%
経 費 回 収 率 * ※過去3年度分を記載	平成28年度 164.48%	平成27年度 150.81%	平成26年度 160.14%
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	一部の温泉施設に係るメンテナンス業務について民間委託を実施しています。	
	イ 指定管理者制度	実施していません。	
	ウ PPP・PFI	実施していません。	

* 法適 $\left(\frac{\text{主営業収益} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100 \right)$ 非適 $\left(\frac{\text{料金収入} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方債償還金}} \times 100 \right)$

(2) 料 金 形 態 *施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

料 金 の 概 要 ・ 考 え 方	<p>■温泉使用料 月額 毎分1リットル当たり2,592円 (湯梨浜町営温泉施設の設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定によります)</p> <p>■温泉スタンド利用料 1回 97リットル100円 (めぐみのゆ公園の設置及び管理に関する条例第11条の規定によります)</p>
-------------------	--

(3) 施 設 を 取 り 巻 く 環 境 等 *周辺施設の状況などが分かるよう記載すること。

<p>1号源泉は、平成28年度中まで町施設の多目的温泉保養施設等への配湯を行っていましたが、民間事業者が湖周辺から湧く豊富な温泉を活用した温泉熱発電事業に取り組み始め、循環使用後の温泉を多目的温泉保養施設等に配湯されるようになり、施設の老朽化もあり現在は配湯を休止しています。町では、少子高齢化の中、多世代交流と生涯活躍のまちづくりを目指すCCRC構想において、東郷湖畔のロケーションを活かした新たな温泉付き分譲宅地やサービス付高齢者住宅等の整備計画を進めています。</p>

2. 経営の基本方針

<p>本町における温泉はとりわけ重要な地域資源の一つであり、今後も定住促進につながる分譲宅地や福祉施設への温泉供給、交流人口増加につながる「めぐみのゆ公園」内の足湯や温泉卵施設等での活用を進め、地域活性化のための天然資源の有効活用事業として、配湯料や温泉スタンド使用料を財源として、計画的な施設管理のもと健全経営を進めていきます。</p> <p>■安全・安心な施設の提供 温泉施設の利用者が快適に利用するため、温泉施設の保全に努め、安全・安心な温泉施設を提供します。</p> <p>■温泉施設の計画的な維持管理 温泉の成分等により老朽化していく温泉施設の計画的な維持管理を行い、安定的な温泉サービスを提供します。</p> <p>■地域振興への寄与 地域資源の積極的な活用を図り、地域住民及び観光客等へ利用の促進を呼びかけ、本町の地域振興に寄与する温泉サービスを提供します。</p>
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの内訳も作成すること。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たつての説明

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>平成30年度は、2号源泉からの許可揚湯量の範囲内で配湯計画を見直し、事業規模の拡大を図るための施設整備を行います。1号源泉は活用の見込みがないため施設の撤去を行います。それ以降については老朽化した既存施設の修繕を計画的に行っていきます。</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

平成30年度施設整備事業に充てるための財源として、温泉事業推進基金の繰入を予定しています。その後は施設整備を行い新規配湯先との契約を目指します。
温泉事業推進基金については、想定外の大規模な修繕等に対応するため年次的に積立を行い会計内に不足が生じた場合に繰入を行います。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

特筆すべき事項はありません。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

*1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

*2 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	老朽化した施設の計画的な更新等、投資の平準化につながる取組みを随時検討します。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	1号源泉については施設の撤去を行います。
防災・安全対策に関する事項	施設の定期的なメンテナンス等により安全対策を実施します。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	採算性を念頭に置き、本町に見合った取組みを随時検討します。
その他	特筆すべき事項はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	消費税の変動や社会経済情勢の変化に合わせ料金単価を見直す検討を行います。
利用状況に関する事項	既存施設の修繕等を行い利用促進を行います。
繰入金に関する事項	特筆すべき事項はありません。
資産の有効活用に関する事項	持っている資源を活用して地域のニーズに合わせた事業を展開していきます。
その他	特筆すべき事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	採算性を念頭に置き、本町に見合った取り組みを随時検討します。
職員給与費に関する事項	特筆すべき事項はありません。
委託費に関する事項	一部の温泉施設に係るメンテナンス業務について民間委託を実施します。
その他	特筆すべき事項はありません。

4. 公営企業として実施する必要性など

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方が分かるよう記載すること。

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	温泉事業は湯梨浜町の観光振興にとって重要な役割を担っていることから、一定の意義が認められ必要性の高いサービスと言えます。
公営企業として実施する必要性	湯梨浜町営温泉施設の設置及び管理に関する条例によります。

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

- 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。
 (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
 (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
 (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
 (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度の決算期において、進捗状況の確認作業を行います。また、投資・財政計画のローリング期間を5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化等、計画策定当時に予期し得ない状況が生じた際はさらに短い期間の見直しを行います。
---------------------	---

